

# 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案の概要

環境保護に関する南極条約議定書附属書VIの締結に向けて、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態について、主宰者による対応措置の実施の義務付け等の措置を講ずる。

## ■ 背景

- 近年、南極地域における観光船舶数が増加し、船舶からの油流出事故等により環境上の緊急事態※が発生する蓋然性が高まっている。

※南極の環境に対し重大かつ有害な影響を及ぼすような偶然の事故

- 南極において環境上の緊急事態が起こった場合の責任を定める附属書VIを発効に近づけるため、国内担保を図り、附属書VIを締結する必要がある。
- 我が国でも、民間の旅行会社による南極観光船等が就航し、国の事業としては南極地域観測事業を継続的に実施しており、本法律案により、環境上の緊急事態が発生した際に、的確な対応が行われる。

- \* 条約発効要件は、附属書VI採択時の全ての南極条約協議国（28か国）による締結。2026年1月現在、19か国が締結済み。
- \* 2026年5月、広島において南極条約協議国会議開催予定。



環境上の緊急事態（イメージ図）



アデリーペンギンの営巣地



南極観光の様子

**南極条約（1961年発効）**

- 南極地域の平和的利用
- 科学的調査の自由と国際協力の促進
- 領土権主張の凍結

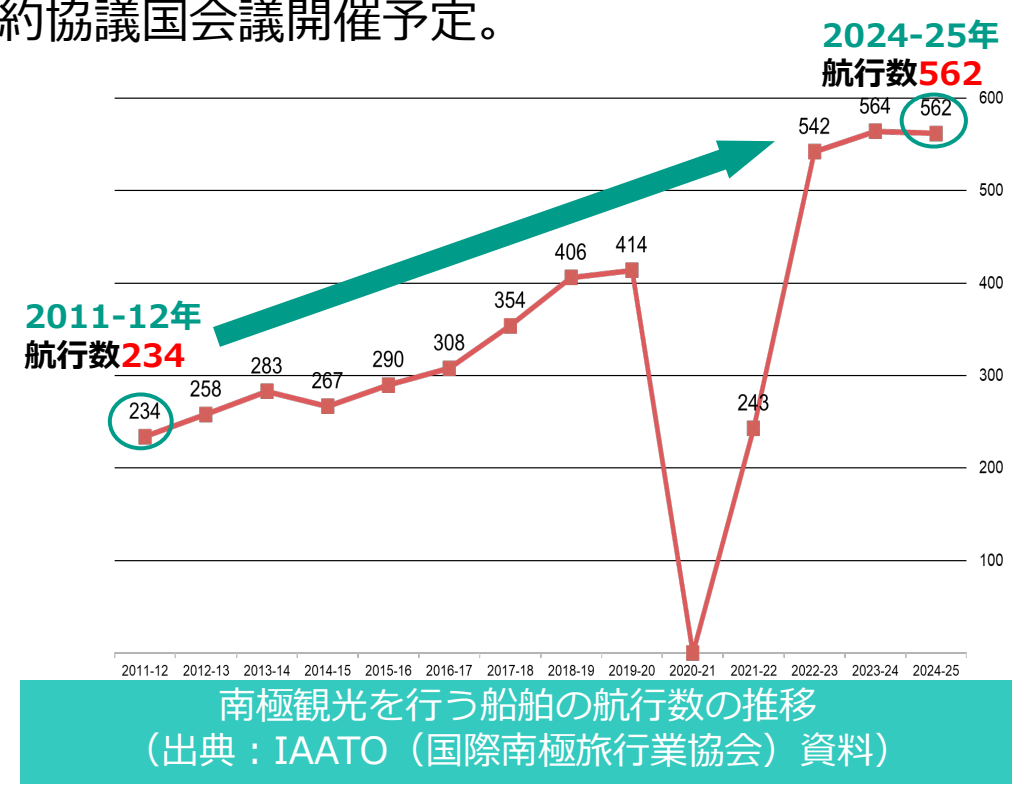
**環境保護議定書（1998年発効）**

発効済み

- 附属書I 環境影響評価
- 附属書II 南極の動物相及び植物相の保存
- 附属書III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理
- 附属書IV 海洋汚染の防止
- 附属書V 地区の保護及び管理

**附属書VI 環境上の緊急事態から生ずる責任（未発効）**

環境保護議定書の構造



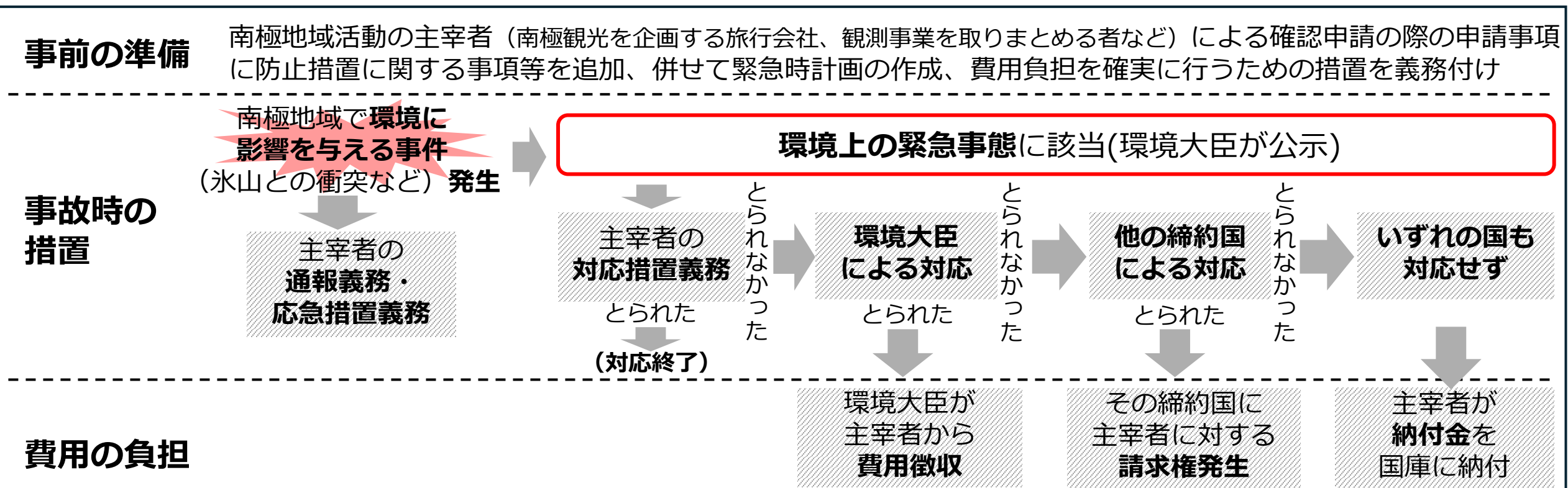
## ■ 主な改正内容

### ＜事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し＞

- 事前確認の対象となる南極地域活動に、南極大陸への上陸を伴わない観光船や科学的調査船を追加。

### ＜附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）＞

- 以下の内容を追加。



※政府は、納付金に相当する額を南極条約事務局の基金に拠出

＜施行期日＞ 附属書VIが日本国について効力を生ずる日から1月後（事前確認の対象の見直しは公布の日から20日後）